

大河ドラマ「光る君へ」放送を契機とした大津市誘客プロモーション業務  
仕様書

1 委託業務名

大河ドラマ「光る君へ」放送を契機とした大津市誘客プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料

(1) 委託料上限

40,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(2) 支払方法

支払いは令和5年度分、令和6年度分に分けて2回支払う。

(3) 支払いについて

令和5年度分の支払いは、契約締結日から令和5年度末までに実施した業務で発生した金額について受託者から委託者に報告し、委託者の承認後、受託者からの請求により支払う。ただし、令和5年度分で請求できる金額は、委託料全体の50%を上限とし、契約締結日から令和5年度末までに発生した金額がそれ以上であった場合、50%を超えた分は令和6年度分で支払う。

4 業務目的

紫式部が主人公の令和6年大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として、石山寺など紫式部ゆかりの地を中心に大津市の魅力を広く発信することで、大津市への誘客及び市内周遊を図ることを目的とする。

5 業務方針

(1) 協議会との連携

大津市大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会（以下、「協議会」という。）において、石山寺展示拠点の整備・運営や誘客コンテンツの造成、周遊促進事業、物産品の開発や販売等の取組みを実施する。それらの取組みを推進する協議会各部会への伴走支援を行い、協議会の取組みと一体となったプロモーションを実施すること。

(2) 数値目標の設定

協議会において設定する数値目標の達成につながるプロモーションを実施すること。

なお、正式な数値目標は今後決定するため、今回のプロポーザル審査における仮の目標設定を下記のとおりとする。

目標① 令和6年1月～令和6年12月の1年間における石山寺の来訪者数 33万人

目標② ①と同期間程度運営予定の石山寺展示拠点の来訪者数 10万人

### (3) プロモーションの方向性

- ① 紫式部ゆかりの地としての大津市の知名度向上を図るとともに、大河ドラマファンに向けてゆかりの地のみでなく大津市の魅力を発信することで、放送をきっかけとした大津市への来訪者の市内周遊の促進及びファンの獲得、さらには放送後の再来訪につながるプロモーションを実施すること。
- ② 大河ドラマの主たる舞台として京都市が注目されることが想定されることから、京都市と大津市の文化・歴史・地理的関係性なども考慮したプロモーションを実施すること。
- ③ 本市の観光資源は、大河ドラマゆかりの地だけでなく歴史的文化遺産やびわ湖の景観が楽しめる施設・アクティビティ、温泉街など豊富な観光資源を有する。については、今回の取り組みにおけるコアターゲットとして、大河ドラマファンだけでなく本市の観光資源や魅力とニーズがマッチしたターゲットを設定し、誘客に向けたプロモーションを実施すること。

## 6 業務内容

### (1) プロモーション全体方針及び体制の構築

#### ① プロモーション全体方針の構築

大河ドラマの放送を契機とした本市への誘客効果を最大限高めるため、プロモーション全体方針を構築し、協議会への伴走支援やプロモーション準備を進めること。

プロモーション全体方針の構築にあたっては、大津市の観光資源・コンテンツ、関係事業者等の把握を十分に行うこと。また、プロモーション全体方針には、石山寺など紫式部ゆかりの地を中心に大津市の魅力をどのように発信していくかといった PR ストーリーを設定し、目標達成に向けた方針を構築していくこと。

#### ② プロモーション体制の構築

協議会への伴走支援体制を含めたプロモーション体制を構築すること。

##### ア 全体管理及びプロモーションを担う体制の構築

受託者において業務責任者を配置し、プロモーション業務の全体管理及び具体的なプロモーション施策の企画・制作・運営等を担う体制を構築すること。

##### イ 協議会への伴走支援体制

令和5年4月以降、協議会において取組み準備が開始されていく予定のため、令和5年4月から大河ドラマ放送開始直後の令和6年3月末までは、準備・情報発信開始期間として、受託者においてアの体制とは別に週2日1人以上の体制で大津市内（もしくは周辺）に拠点を設け、協議会各部会への伴走支援が迅速かつ柔軟に実施できる体制を構築すること。

大津市内での拠点については、委託者側で大津市役所やその付近、石山寺周辺などでのスペース確保を検討しているため、受託者側で負担する必要経費としては備品や消耗品にかかる費用を想定している。なお、拠点を受託者自身で確保する場合は、それに要する費用も委託料に含めること。

ウ 放送中及び放送後における体制

令和6年4月以降は、協議会において様々な取組みが実施されていく予定のため、必要に応じて協議会等と現地にて迅速に連携調整が取れる体制を整えること。

エ 受託者による人員配置等

業務責任者により、委託者との連絡調整を図ることとし、構築する体制に配置する人材の指揮監督を行うこととする。委託者からの指揮命令等は業務責任者を介して迅速に伝達される体制を整えておくこと。

また、業務責任者や体制に配置する人材は、誘客プロモーションや大河ドラマの波及効果などに精通し、能力・資格・経験を十分に有する人材を配置すること。

(2) 協議会取組みへの伴走支援

協議会の取組みと一体となったプロモーションを実施するため、各取組みを推進していく協議会各部会への伴走支援を実施すること。

①協議会各部会との関係事項

ア 誘客促進部会

プロモーション全体方針及び体制の構築についての事項

プロモーション全般に係る事項

誘客の目玉となるコンテンツの造成に係る事項

※誘客促進部会が本業務の担当部会として、連絡調整窓口となる予定。

イ 拠点整備部会

石山寺及び大津市歴史博物館における拠点整備に係る事項

石山寺及び三井寺における関連企画に係る事項

石山寺展示拠点整備事業者及び運営事業者との連携に係る事項

ウ 周遊促進部会

民間事業者の取組支援に係る事項

※周遊促進部会において、民間事業者による取組みを支援していくことから、プロモーション全体方針との整合などを目的として、周遊促進部会の進行管理補助を行うこと。

エ 物産振興部会

物産品の開発や販売、物産拠点に係る事項

(3) プロモーション準備及び実施

プロモーション全体方針に基づき、大津市の魅力を効果的に発信するためのプロモーション施策の準備及び実施をすること。

①およそのプロモーション期間の設定

およそのプロモーション期間は大河ドラマ放送前、放送中、放送後と設定する。

ア 大河ドラマ放送前

令和5年9月頃から、紫式部ゆかりの地である大津市の魅力や大河ドラマ放送を契機とした様々な取組み内容を全国に発信するためのプロモーションを開始すること。

#### イ 大河ドラマ放送中

令和6年1月から大河ドラマの放送内容や反響などに注視するとともに、春秋の観光シーズンにも考慮し、タイミングを捉えた継続したプロモーションを実施すること。

#### ウ 大河ドラマ放送後

大河ドラマ放送後の令和7年1月～3月においても、大河ドラマを見て興味を持った方や放送期間中に来訪していただいた方などが、大津市に訪れたいかなるような情報発信を実施すること。

### ②プロモーションの準備

プロモーションに必要な素材やツールを準備すること。

ア プロモーション全般で活用できるキービジュアル（イラスト・テキストは問わない）

イ パンフレットやポスターなど広報ツールの制作及び印刷

ウ 各種メディア等に発信するリリース資料

エ その他必要と考える制作物

### ③プロモーションの実施

制作した素材・ツール等を活用し、SNSによる発信や各種メディアでの露出に向けたプロモートなど、大津市の魅力を広く発信でき、紫式部ゆかりの地としての大津市の知名度向上や大津市への誘客、市内周遊促進が期待できるプロモーションを実施すること。

プロモーション内容については、プロモーション期間によって手法を変えるなど、効果が最大限期待できるよう工夫をすること。

### ④本業務以外でのプロモーション関連事業の実施について

協議会において、本業務以外でのプロモーション関連事業の実施を予定しており、その内容も考慮し、プロモーションの実施に際しては十分に連携を図ること。

ア ラッピングトレインの運行（JR車両を想定）

イ 特設ホームページの制作

制作したホームページの運用は本業務に含めることとする。ホームページは令和5年9月以降の開設を予定している。

ウ メディアや雑誌等への露出など広告宣伝

広告宣伝費の効果的な運用について提案いただく。

## 7 実施業務の効果測定

本業務で実施した業務のうち、ウェブ上でのリーチ数やメディア露出件数など、その業務の実施効果が測定できるものについては、可能な限り取りまとめを行い、報告すること。

## 8 成果物

提案内容によるため、受託者決定後定める。

### ※著作権について

成果物に関しては、本業務期間中における使用については委託者が無償で使用することができるものとする。なお、本業務期間外での使用については、受託者の許可を得ることとする。

## 9 報告書の提出

令和5年度業務完了後、中間報告書（書面2部及び電子データ）を提出すること。

全ての業務完了後、業務報告書（書面2部及び電子データ）を提出すること。

## 10 その他

- (1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者に承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 業務遂行にあたっての作業方法及び進捗状況について、適宜連絡すること。
- (3) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。
- (4) 契約の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。